

社会福祉法人寿宝会 訪問看護ステーション輝楽苑
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東三河広域連合指定 第 2362690212 号)

当事業所は利用者に対して指定訪問看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人寿宝会
(2) 法人所在地 愛知県豊川市御津町赤根山田 1 2 番地
(3) 電話番号 0533-75-2800
(4) 代表者氏名 理事長 長木 輝行
(5) 設立年月 平成 9 年 6 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問看護事業
平成 29 年 4 月 1 日指定 東三河広域連合 第 2362690212 号

(2) 事業所の目的

介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

- (3) 事業所の名称 訪問看護ステーション輝楽苑
(4) 事業所の所在地 愛知県豊川市御津町御馬浜田 148 番地
(5) 電話番号 0533-95-1788
(6) 管理者 金子 貴美代

(7) 当事業所の運営方針

- ①ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視して在宅療養が継続できるように支援する。
- ②指定予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③事業の実施にあたっては、豊川市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成 29 年 4 月 1 日

(9) 第三者評価

第三者評価の実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

3. 職員の体制

(1) 管理者 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 常勤換算 2.5 名以上

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常事業の実施地域

豊川市内 豊橋市（梅藪町、梅藪西町、新西浜町、西浜町、日色野町、前芝町、下五井町、瓜郷町、下地町、清須町、川崎町、横須賀町、大村町、長瀬町、馬見塚町、三ツ相町、吉川町、野田町、菰口町、青竹町、高洲町、吉前町、富久縞町、問屋町、小向町、新栄町、神野新田町、神野ふ頭町、神野西町、東脇、牟呂町、牟呂市場町、牟呂公文町、牟呂中村町、牟呂水神町、牟呂大西町、牟呂外神町、）蒲郡市（相良町、三谷町、大塚町、五井町、平田町、豊岡町、丸山町）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365 日
営業時間	8 時 00 分～18 時 00 分

5. 利用料金

(1) 当事業所の指定訪問看護の提供（介護保険適用部分）に際し、利用者が負担する利用料金は、負担割合証のとおりです。

但し、介護保険給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

① 基本料金

サービス提供時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 60 分以内	60 分以上 90 分以内
訪問看護費	314 単位/回	471 単位/回	823 単位/回	1,128 単位/回
介護予防訪問看護費	302 単位/回	450 単位/回	792 単位/回	1,087 単位/回
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	2,961 単位 ※要介護 5 の場合は 3,761 単位			

② 加算

初回加算	退院時共同訪問看護加算を算定した場合は算定できない	300 単位/回
退院時共同指導加算	退院後、初回の訪問看護に限る（※別に厚生労働大臣が定める状態①の場合 2 回に限る）	600 単位/回 （退院につき）
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち 2 回以降には、早朝・夜間・深夜加算を算定します。	574 単位/月
特別管理加算（Ⅰ）	別に厚生労働省が定める状態①のイに該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合	500 単位/月
特別管理加算（Ⅱ）	別に厚生労働省が定める状態①のロからホに該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合	250 単位/月

ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位/ 死亡月に1回
-----------	----------------------------------	------------------

利用料金は、上記の単位表による単位数に 10.21 円（※）を乗じた金額です。（要介護度及び該当する加算により異なります。）

※豊川市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に 10.21 円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、介護保険負担割合証に示された額となります。

※別に厚生労働大臣が定める状態①にあるものとは次のとおりです。

イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態。

ハ. 人工肛門または人工膀胱を設置している状態

ニ. 真皮を超える褥瘡の状態

ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

☆ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、区分支給限度基準額の対象外の算定項目です。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ 早朝：午前6時～8時 夜間：午後6時～10時 深夜：午後10時～午前6時

③主治医に指示に基づき、急性増悪等により一時的に頻回訪問看護を行う場合は、医療保険へ移行します。

④提供を受ける訪問看護サービスが介護保険・介護予防の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

(2) 交通費

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 片道 3km 以内 1 回 200 円 2km 増す毎に 50 円追加

(3) その他の費用

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。

②キャンセル料

キャンセル料は頂きませんので、中止の場合は電話にて当ステーションにご連絡ください。

③死後の処置料 6,000 円（実費）

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求いたします。請求させて頂きました料金は利用月の翌月15日までに、利用者へ請求書を送付します。利用者はこれをサービス利用月の翌月末までに支払うものとし、支払い方法は利用者の指定する口座から自動引き落としできるものとし、(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(5) サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び代理人の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお作成した「訪問看護計画」は、利用者又は代理人にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- ④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(6) 介護給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は申し出ください。

6. サービスの概要

(1) 利用日と内容

利用日	毎週・隔週・(月 火 水 木 金 土 日)曜日
看護内容	病状観察

(2) その他

- ①このサービスにあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は懇切丁寧に行いわかりやすいように説明します。
- ③サービス提供にあたっては、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたし

ます。

④提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳等の医療の記録に必要な事項を記載します。

⑤訪問看護の提供開始に関しては、主治医の文書による指示に従います。

(3) 訪問看護職員について

①担当の職員は交替で訪問させていただきます。

②職員は、常に身分証明書を携帯していますので必要時、提示をお求めください。

③担当職員の変更

担当の職員変更について申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

7. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

8. 緊急時等における対応方法

指定訪問看護の提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医当に連絡し適切な処置を行います。

主治医	病院名	
	氏名	
	電話番号	
当事業所の緊急連絡先	事業所名	訪問看護ステーション輝楽苑
	電話番号	① 0533-95-1788

9. 事故発生時における対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

10. 非常火災時・地震等災害時の対応

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその代理人等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している代理人・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその代理人に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

16. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情・相談受付窓口

○苦情受付窓口	管理者	金子 貴美代
○苦情解決責任者	統括施設長	中村 由香
○第三者委員		城所 信之 榊原 多世

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時00分～18時00分
電話 0533-95-1788 Fax 0533-95-1833

※苦情受付ボックス（提案箱）を事務所前に設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

東三河広域連合 介護保険課 事業グループ	所在地 愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地 豊橋市職員会館 5 階 電話番号 0532-26-8471 F A X 0532-26-8475 受付時間 9:00~17:00
豊川市役所 介護高齢課	所在地 愛知県豊川市諏訪一丁目 1 番地 電話番号 0533 - 89 - 2173 F A X 0533-89-2137 受付時間 9 : 00~17 : 00
豊橋市役所 長寿介護課	所在地 愛知県豊橋市今橋 1 番地 電話番号 0532-51-3130 F A X 0532-56-3810 受付時間 8 : 30 ~ 17:15
愛知県国民健康保険団体連合 会	所在地 〒461-0001 名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 電話番号 052-971-4165 F A X 052-962-8870 受付時間 9:00~ 17:00
愛知県運営適正化委員会 (愛知県社会福祉協議会内)	所在地 愛知県名古屋市東区白壁 1 丁目 50 電話番号 052-212-5515 F A X 052-212-5514 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス・指定介護訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

訪問看護ステーション輝楽苑

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始及び利用料金の徴収に関して同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所
氏名 印

代理人（選任した場合）
住所
氏名 印